

公益財団法人足立区生涯学習振興公社個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、公益財団法人足立区生涯学習振興公社（以下「公社」という。）が保有する個人情報の開示等の権利を保障することにより、区民等の権利利益の保護を図り、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）で特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、公社が管理する文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等（以下「文書等」という。）に記録されるもの又は記録されたものをいう。

(公社等の責務)

第3条 公社は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するに当たっては、区民の基本的な人権を尊重するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 公社の職員又は職員であった者は、その職務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報保護委員会の設置)

第4条 この規程による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、理事長の附属機関として公益財団法人足立区生涯学習振興公社個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

第2章 個人情報の収集

(適正収集の原則)

第5条 公社は、個人情報を収集するときは、その事業の目的を達成するために必要最小限の範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(収集禁止事項)

第6条 公社は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種及び社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

- 2 前項の規定にかかわらず、公社はあらかじめ委員会の意見を聴いて、本人の権利利益を侵害するおそれがなく、個人情報を取り扱う事務を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合と認めるときは、前項各号に掲げる事項の個人情報を収集することができる。

(収集の制限)

第7条 公社は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにして当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公社は、次に掲げる場合においては個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により、公にされている客観的事実であるとき。
- (4) 人の生命、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心身喪失等の事由により本人から収集することができないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ委員会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

- 3 公社は、前項第4号の規定により個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知するとともに委員会に報告しなければならない。

(閲 覧)

第8条 公社は、個人情報取扱事務に係る登録簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

第3章 個人情報の管理

(適正管理)

第9条 公社は、個人情報の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 個人情報の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の漏えいを防止すること。

- 2 公社は、保有の必要がなくなった個人情報は、速やかにかつ確実に廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的価値のあるものとして保有されるものは、この限りでない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第10条 公社は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保

護管理責任者を設置しなければならない。

(業務の委託)

第11条 社は、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、あらかじめ委託の内容及び条件について委員会の意見を聴くとともに、その委託契約において、個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

第4章 個人情報の利用等

(適正な利用)

第12条 社は、収集した個人情報を収集目的に即して、適正に利用しなければならない。

(目的外利用の制限)

第13条 社は、その取り扱う業務の目的の範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、社内において当該業務の目的の範囲を超える利用（以下「目的外利用」という。）をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により、公にされている客観的な事実であるとき。
 - (4) 人の生命、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ委員会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 社は、目的外利用をしたときは、社が定める事項を記録しておかなければならない。
- 3 社は、第1項第4号の規定により目的外利用をしたときは、速やかにその事実を本人に通知するとともに委員会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第14条 社は、保有している個人情報を社以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、前条第1項各号の一に該当する場合には、この限りでない。

- 2 社は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的又は使用方法の制限その他の必要な制限を付すとともにその適正な取扱いについて、必要な措置を講じることが求めなければならない。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項ただし書による外部提供について準用する。

第5章 電子計算組織による処理

(電子計算組織の適用)

第15条 公社は、個人情報電子計算組織に記録するときは、その項目についてあらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 公社は、本人の権利利益を侵害するおそれがなく、個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために、公社以外の電子計算組織と結合はできない。ただし、あらかじめ委員会の意見を聴いて、公益目的に反しない場合はこの限りではない。

第6章 自己情報の開示請求及び訂正請求等

(開示の請求)

第16条 区民等は、公社に対し、公社が保有している自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 公社は、開示請求に係る自己情報が次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部について、開示請求に応じないことができる。
 - (1) 法令等の規定により開示することができないとされているとき。
 - (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関するものであって、開示しないことが、本人にとって明らかに正当な理由があると認められるとき。
 - (3) 調査、交渉、照会、争訟等に関するものであって、開示することにより公社の公正又は適正な業務執行を著しく妨げるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 開示することにより、第三者の正当な利益が侵害されることとなるとき。
- 3 公社は、開示請求に係る自己情報に前項各号のいずれかに該当する部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて開示しなければならない。
- 4 概ね義務教育終了年齢以下の者又は成年被後見人の法定代理人及び公社が特別な事由があると認めた代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。
- 5 死者の個人情報については、民法（明治29年法律第89号）の規定により当該死者の相続人となることができる者及びこれに準ずると認められる者（以下「法定相続人等」という。）は、当該死者の保有個人情報のうち法定相続人等の自己情報として開示請求することができる。

(存否非開示)

第16条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、公社は、当該自己情報の存否を開示しないことができる。

(開示請求の方法)

第17条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を公社に提出しなければならない。この場合において、開示請求をしようとする者は、本人（代理人による請求の場合は、代理権を有する者）であることを証明するために必要な書類で公社が定めるものを提出又は提示しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求にかかる自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公社が定める事項

(開示請求に対する決定等)

第18条 公社は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に応じるか否かの決定（以下「可否の決定」という。）をし、その旨を書面により速やかに請求者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、開示請求に応じない旨の決定（開示請求の一部について応じない旨の決定も含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。

3 公社は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に可否の決定をすることができないときは、同項に規定する期間が経過した日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、公社は、延長の理由及び可否の決定をすることができる期日を速やかに請求者に通知しなければならない。

(決定後の手続き)

第19条 自己情報の開示は、公社が通知書で指定する日時及び場所において行う。

(訂正の請求)

第20条 区民等は、公社が保有している自己情報について事実に関する部分に誤りがあるときはその訂正を請求（以下「訂正請求」という。）することができる。

2 第16条第4項の規定は、訂正請求について準用する。

(削除の請求)

第21条 区民等は、第5条、第6条、第7条第1項若しくは第2項の規定に違反する自己情報が保有されているときは、その削除を請求（以下「削除請求」という。）することができる。

2 区民等は、第15条の規定に違反し自己情報が電子計算組織に記録されたときは、その削除請求をすることができる。

3 第16条第4項の規定は、削除請求について準用する。

(目的外利用及び外部提供の中止の請求)

第22条 区民等は、第13条及び第14条の規定に違反する目的外利用及び外部提供があると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、公社に対して、目的外利用又は外部提供の中止を請求（以下「目的外利用等の中止請求」という。）することができる。

2 公社は、前項の規定に基づき目的外利用等の中止請求がなされたときは、第24条の規定により、当該請求に対する可否の決定を行うまでの間、当該個人情報の目的外利用又は外部提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止によって公社の正当な職務執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

3 公社は、前項ただし書の規定により一時停止をしなかったときは、その事実を速やかに委員会に報告しなければならない。

4 第16条第4項の規定は、目的外利用等の中止請求について準用する。

(訂正請求等の方法)

第23条 前3条の規定により訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求（以下「訂正請求等」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を公社に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正請求等に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求等の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公社が定める事項

2 訂正請求等をしようとする者は、請求の内容が正当であることを証明するために必要な書類を公社に提出又は提示しなければならない。

(訂正請求等に対する決定等)

第24条 公社は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して20日以内に、当該請求に応じるか否かの決定をし、その旨を書面により速やかに請求者に通知しなければならない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正請求等に対する決定について準用する。

(決定後の手続き)

第25条 公社は、前条の規定により訂正請求等に応じる旨の決定をしたときは、速やかに請求に応じなければならない。この場合において、個人情報の外部提供を受けているものがあるときはその旨を通知する等必要な措置を講じなければならない。

第7章 雑 則

(苦情処理)

第26条 公社は、公社の個人情報取扱いに関する区民等の苦情に迅速かつ適正に対応しなければならない。

(費用負担)

第27条 この規程による開示請求及び訂正請求等は、無料とする。

2 この規程による開示請求に係る写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(他の制度との調整)

第28条 この規程は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書・資料・刊行物等（以下「図書等」という。）に記録されている個人情報に関する情報と同一の個人情報（同一図書等に記録されている状態、又はこれと同様の状態にあるものに限る。）については適用しない。

(委 任)

第29条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 懲戒

第30条 公社の職員が、職務上知り得た個人情報を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で収集、提供、盗用したときは、公益財団法人足立区生涯学習振興公社就業規程の例により懲戒処分の対象とすることができる。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、公益財団法人足立区生涯学習振興公社の設立登記の平成21年10月1日から施行する。